

はじめに

日々、学校や園で子どもたちの教育に携わるみなさま。「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」についてご存知でしょうか。この条約は、1989年に第44回国連総会において全会一致で採択されました。2022年7月現在、全世界で196の国と地域が締約する、世界でもっとも広まった人権条約です。日本も1994年にこの条約を批准しました。日本の子どもたちにとっても、とても大切な条約です。子どもの権利は、一人一人が生まれながらに無条件にもっています。そしてだれもその権利を奪うことはできません。



子どもたちが一日の多くの時間を過ごし、学力だけでなく、身心の健やかな発達のためにも重要な役割を担う学校・園。日本ユニセフ協会は、教育現場における子どもの権利の推進を願い、「Child Rights Education(CRE):子どもの権利を大切にする教育」を提唱しています。子どももおとなも共に子どもの権利について学び理解を深めること。そして子どもの権利があらゆる面で守られた教育環境をつくること。自らの尊厳が守られた環境で、子どもたちが健やかに、そして可能性を十分に伸ばしながら成長できる学校・園づくりを目指します。

このCREの具体的な取り組みの一つとして紹介しているのが、「子どもたちの権利が守られる学級憲章(学級目標)」づくりです。まず「子どもの権利条約」を通して、子どもの権利とは何かを学びます。この条約に謳われている内容や精神をこれからの一年間を過ごす学級の目標に取り入れ、子どもたち一人一人の大切な権利が守られる学級を、先生も子どもたちも共に考えながらつくっていきます。

令和4年度には、この取り組みに賛同いただいた西東京市立保谷小学校の先生方が、子どもたちの権利を大切にする学級目標づくりを実践してくださいました。全国学級経営研究会の会長を務めておられた校長先生のもと、学級経営に子どもの権利の視点を取り入れる試みとして行われた、「子どもの権利条約」を土台とした学級目標づくり。そのようすを実践記録としてご紹介いたします。

子どもたちの健やかな成長のために、ぜひこの事例を参考にしてみてください。「子どもたちの権利が守られる学級憲章(学級目標)」づくりが広く実践されていくことを願っています。

目次

はじめに・	1		
	子どもの権利が守られた学級づくり 「私たちの学級憲章」をつくってみよう! 2		
実践記録	: 私たちの権利を大切にする学級目標をつくろう!		
1時間目	「子どもの権利条約」を通して 子どもの権利を知ろう! 3 どんな権利があるのかな?		
2時間目	選んでみよう! 5 よい学級をつくるために、どの条文が大切? どんなクラスにしたい?		
3時間目	書いてみよう! 6 みんなで選んだ条文をもとに、学級目標をつくろう		
学級目標を掲示しよう! ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	どもの権利条約」第1 ~ 40条 9 ユニセフ協会抄訳		

冊子内写真 ©日本ユニセフ協会

子どもの権利が守られた学級づくり

「私たちの学級憲章」をつくってみよう!

ユニセフの提唱する「子どもたちの権利が守られる学級憲章(学級目標)」づくりは、先生も子どもたちも共に「子どもの権利条約」を通して子どもの権利について学ぶところから始まります。つぎに、一人一人の権利が大切にされる、みんなにとって過ごしやすく学びやすい学級をつくるために、自分たちにできることは何か、また権利を尊重するということはどんなことか、先生と子どもたちが共に考え、「学級憲章(学級目標)」としてまとめていきます。子どもたちが主体的に考え行動する力を養うとともに、自分だけでなく他者の権利にも目を向ける機会になります。みんなの尊厳が守られる、だれもが安心して過ごし成長できる学級づくりを目指します。

▶「学級憲章」づくりの □ セス

1 権利を知ろう

まず、自分のもっている 権利を知ることから始め よう。

「子どもの権利条約」にはどんな権利が定められているのか、またこれらの権利を自分もそして同級生ももっていることを学ぼう。



2 選んでみよう \rangle

自分たちの学級をよくしていくためには、どの権利が特に大切であるか考え、選んでみよう。

選んだ権利を自分たちの ために、またみんなのた めに、どのようにして守っ ていけるか考えよう。



3 書いてみよう

選んだ条文をもとに、自分たちの言葉で「学級憲章」をつくってみよう。「学級憲章」の内容が「子どもの権利条約」に沿っているか、ふりかえりながら考えよう。該当する条文を添えるのもよい。



4 掲示しよう

できあがった「学級憲章」を、教室のみんなから見える場所に掲示しよう。また「学級憲章」を定期的にふりかえり、よりよい学級をつくっていくために話し合いを続けていこう。



POINT

「学級憲章」は「学級目標」とは違うの?

日本では、多くの学校で、年度のはじまりに「学級目標」 をつくり、それに基づいた行動を呼びかけます。

学級目標は、どんな学級で過ごしていきたいか、という児童生徒のイメージや願いから、学級内の話し合いのもとで作られることが多いようです。たとえば、「暴力はいやなものだから暴力のないクラスがよい」など、児童生徒の生活体験から生み出されることが多いのではないでしょうか?また、ときには学級内の和や絆を導くことが目的とされ、それを乱すような行動は、学級目標に反するとしてとがめられるようなことがあるのかもしれません。

ここで私たちが呼びかけている「学級憲章」は、前提として学級の一人一人が、それぞれ大切にされるべき「子どもの権利」をもつ存在である、という認識から出発します。自分はどのような権利をもつ存在なのかを知り、同じ権利を学級の全員がもっていることを認識します。そのうえで、特に自分たちの学級の中で守られにくい権利、あるいは、大切にしたい権利はどんな権利かを話し合い、その権利が実現される学級像を学級憲章にまとめていく、というプロセスをとります。できあがったものは、もしかすると以前から作ってきた学級目標と似通ったものになるかもしれま

せん。しかし、その背景には「児童生徒の個々の権利を尊重し、一人一人が大切にされる学級をつくる」という明確な拠り所(=「子どもの権利条約」)のある目的が存在します。

もちろんこのような「子どもの権利」をベースにしたプロセスを経て「学級目標」をつくるのであれば、あえて「学級憲章」という言葉を用いる必要はありません。私たちの願いは、日本の学校になじみの深い学級目標づくりを、「子どもの権利」や人権に対する理解、そしてその権利を実現する実践の機会としていただくことです。

こうしたプロセスを経てできあがった「学級憲章」や「学級目標」は、1年間を通じて実践することで大きな意味が生まれます。時には、互いの権利がぶつかり合うこともあるでしょう。そのときに、私たちの学級は何を大切にしようとしてきたのか、どうしたら互いの権利を尊重しながら、折り合いを見つけることができるのか、対話を繰り返してその局面を乗り越えていく。そんな経験が人権を尊重できる人としての成長につながると考え

を尊重できる人としての成長につながると考えています。

75

From 西東京市立 保谷小学校

私たちの権利を大切にする 学級目標をつくろう!



西東京市立保谷小学校では、4・5・6年生から1クラスずつが参加して、年度初めの学級 目標づくりに「子どもの権利条約」が定める子どもの権利の内容を取り入れる取り組みを 行いました。学級活動の時間を3コマ活用した実践の記録です。

時間目

「子どもの権利条約|を通して子どもの権利を知ろう! どんな権利があるのかな?

めあて 子どもの権利について理解を深める。大切だと思う権利、守られている 権利や守られていない権利の話し合いを通じて、「子どもの権利条約」が 定める具体的な権利について知り、自分たちとのつながりを考える。



準備した・選択した条文カード 掲示用 1 セット 手元用カード(児童数分)

10

「子どもの権利条約」を知っていますか?

1時間目の最初に、日本ユニセフ協会のスタッフ が8分ほど、子どもの権利について話しました。



ユニセフ 「みんなが元気に大きくなるためには何が必要でしたか?」



「食べ物!」「お金」「病院」「愛?」「友達かな」「先生も」…

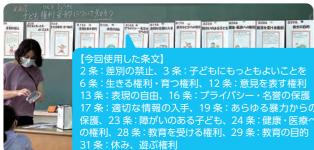
1=セフ 「生きるために必要な衣食住のほかにも、いろいろなことを学んだり、お 話を聞いてもらったりなども、自分らしく生きていくためには大切なことです。 子どもたちが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長していくために必要な ものやことを「子どもの権利」といいます。みんながどんな権利をもっているの かは「子どもの権利条約」という国際的な法律に書いてあります。日本もこの条 約に入っているので、ここに書かれている権利は、ここにいる一人一人がもって いる権利です。みんながあってほしいと思う権利も書かれているでしょうか? この権利は生まれながらにみんなにあるもので、だれも奪い取ることはできませ ん。どんな権利をもっているのか、学んでいきましょう!」

15

一番大切だなと思う権利を見つけてみよう

具体的な子どもの権利について書かれているのは「子どもの権利 条約」の1~40条。すべてを扱おうとすると時間がかかりすぎる ため、今回は、先生方が相談して13個の条文にしぼって話し合い を進めることにしました。(各条文の内容はP.9-10を参照。読みたい 人は全40条も読めるように『子どもの権利条約カードブック』を配布》

今日の授業で考える13個の条文を紹介



13個の条文が書かれたカードが一人一人に配られます。 最初は1人でカードを読みながら、自分の大切にしたい カードを選びます。その後、2人あるいはグループで話し 合い、発表します。

2人あるいはグループで話し合い



〈大切だと思う権利〉

「命がなければ遊ぶことも勉強もできない」6条 「遊ばないと気がすまない!」31条 「差別で死んじゃう人もいる」2条 「勉強すれば人生で選べる道がふえる」28条 「言いたいことを言えないと抱え込んじゃう」13条 「生きていくには全部必要!」





15

守られていると思う権利 守られていないと思う権利

この13個の権利のうち、十分に守られているなと思う権利と、あまり守られていな いなと思う権利を選んでみましょう。まずは1人でカードを読みながら考え、その 後、守られていると思う権利について、2人もしくはグループで話し合います。

〈守られていると思う権利〉

「生きていて、育ててもらって、幸せだから」6条 「休んだり遊んだりしても理由なしにダメと言われない」31条 「人と違う意見を言っても差別されないから」2条

「適切な情報が手に入るから。ほかの国は違うと聞いた」17条 「いま、自分のその力(表現)が伸びていると思うから」13条 「言いたいことを言えるから」12条

つぎに、この権利は守られていないんじゃないか、と思う権利に ついて話し合いました。

多くの意見が発表され、自分に関わることだけでなく、ニュース やおとな、友だちから見聞きしていることなどへ話題が広がりま す。特に制限をかけることなく、自由に意見を発表し合う場とな りました。

※安心して発言できる環境があるクラスでは、自分の経験を告白するような 場面も出てきます。無理に話さなくてよいことやプライバシーについての説 明、その後のフォローなどにご配慮ください。

〈守られていないと思う権利〉

「暴力をふるう人を見る」「親から虐待される子もいると聞いた ことがある」19条

「ウクライナの子どもたちは守られているのか心配」24条 「自分の意見は友だちと違うのに、友だちの意見に合わせて自分 の意見を言えない人もいる」12条

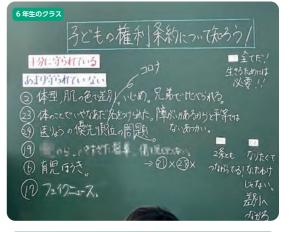
「テレビでお母さんの代わりに介護をしたり家事をしたりする子 がいると聞いた」31条

「(コロナで) 医療の優先順位って順番つけるのはよくない」24条 「いやなあだ名で呼ばれた」「体形や肌の色で差別されるのはいけない」 「きょうだいで比べられていやだ」2条

「育児放棄があると聞いた」6条

「障がいがあるなしで分けること自体がおかしい。みんな同じはずし23条









1時間目のまとめ

大変活発に、幅広い意見が交わされたことに、どの学年の先生も子どもたちを称賛しました。このあとは、クラス の中でのことに焦点をしぼって、特に守られていない権利やその権利をどう守るかについて話し合いを進め、学級 目標づくりを進めようと、次の時間のめあてが伝えられました。



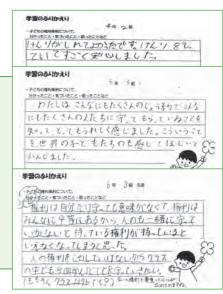
授業後の児童の感想



「子どもにけんりがあるなんておもいませんでした。どれも大切で、特にさべつきん しは大事だと思います」(4年生)

「私たちはけんりなどは大人より少ないかと思っていました。けれど私たちは、世界 に守ってもらえているとしり、あんしんしました! (5年生)

「子どもの権利条約があることで、子どもの自由があるんだなと思った。いまこの ことを勉強できるのも、28条〈教育を受ける権利〉などが守られているのだなと思っ た。でも、世の中では守られていない時もあるんだなと知った。だから守って広めるこ とに力を入れたい」(6年生)





選んでみよう!よい学級をつくるために、どの条文が大切? どんなクラスにしたい?

めあて 自分たちの学級づくりのために特に大切な「子どもの権利条約」の 条文を選び、選んだ権利を自分のために、そしてみんなのために、 どのように守っていくかを考える。

もの

- 準備した ・選択した条文カード 掲示用 1 セット 手元用カード(児童数分)
 - ・模造紙、色ペン、のり

2時間目からはいよいよ学級目標づくりに向けての具体的な話し合いが始まります。前回の授業のふりか えりのあと、「子どもの権利条約」のカードを見ながら、これからの一年間、一人一人の権利が大切にさ れるクラスをつくっていくために、どの権利が特に大切か、どのようにみんなの権利を守っていくか、具 体的に考えていきます。先生たちも一緒に、そして子どもたちの成長過程に合わせて、グループでの話し 合いを中心に授業は進みます。



4年生は、学級目標をつくるために大事だと思う9つの条文を、子どもたちが中心に選 びました。前回の授業もふりかえりながら、それらの条文をもとにどんなクラスにしてい きたいかをグループで話し合い、条文のカードを見ながら画用紙にまとめていきます。 先生からは「~しない、~のない、という否定形ではなく、なるべくプラスの言葉を 使った目標を考えていきましょう」という声がけもありました。

子どもたちからも、自由にいろいろな意見が出てきます。

「みんながそれぞれの意見をもっているから、みんなが 意見を言えるとよいクラスになりそう」12条 「あそびは健康にいいし、体がつらい時には休めるクラス がいいね! 31条

「きつく言いすぎないで、やさしく声をかけあえるといいよね」19条 「勉強もだいじ。みんなが勉強しやすいクラスにしたい」28条





が模造紙の上でつな

がっていきます。

4年生のクラスが選んだ条文:2・6・12・13・19・24・28・29・31条

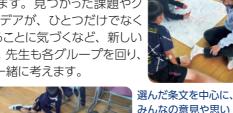
5年生



5年生は、まず「子どもの権利条約」の13個の条文 (P.3参照) について復習。その 中から子どもたちが「あまり守られていない」と感じている5つの権利を中心に、それ ぞれの権利が学校生活の中で、どんなふうに守られていないか、そしてどのようにし たらそれらの権利を守れるようになるか、グループごとに模造紙を広げて考えていき ました。



いろいろな意見がすぐに出てくるグループもあれば、 言葉にする前にまずはじっくり考えるグループもあり、 それぞれのペースで進みます。見つかった課題やク ラスをよくするためのアイデアが、ひとつだけでなく いくつかの条文に関係することに気づくなど、新しい 学びがたくさんありました。先生も各グループを回り、 時にはヒントを出しながら一緒に考えます。





子どもたちの話し合いから

2条: 差別の禁止・12条: 意見を表す権利 「クラスで目立っている人が優先されているよね」「ほかの人の意 見に左右されて、自分の意見がなかなか言えない」「みんながい ろんな意見を聞くようにすることが大事じゃない?|「勇気をもって 自分の意見を言えるようになるといいよね」

19条: あらゆる暴力からの保護

「いやなことや気に食わないことがあるときでも暴力はだめだよね」 「ちょっとしたことで手を出してしまうこともあるよね」「まずはいやだ と思わせるようなことをだれかにさせないことが大事だと思う」「いや なことがあったら、人や物にあたらずにだれかに相談できるといいね」

6年生

6年生は、これまでの学習から学級目標づくりに特に大切だと思う条文を3つに絞り(2条: 差別の禁止、19条: あ らゆる暴力からの保護、29条:教育の目的)、取り組みを進めました。まず選ばれた条文を見ながら、どんな課題が あるか、どんなことが大切か、みんなで意見を出し合います。その後、グループで話し合いを進め、条文ごとに「こ んなクラスにしたい」というみんなの願いをまとめ、発表しました。







グループごとに発表。 クラスのみんなも真 剣に耳を傾けます。

写真の中の言葉のほかにも、子どもたちからはさまざま な意見が発表されました。

「みんなの意見を尊重しあえる、仲間外れのないクラス」2条 「暴力で自分の意見を押しつけない。言葉には重みがあると意 識する」「自分は関係ないと見過ごさない」19条 「これからの地球や宇宙に貢献するために勉強できるクラス」 「何事にも全力でとり組もう!」29条





授業の終わりには、「友だ ちとの交流の中で自分の 考えを深めたり、粘り強く 学びに向かうクラス」とい う、先生が目指すクラス像 も伝えられました。

時間目

書いてみよう!みんなで選んだ条文をもとに、学級目標をつくろう

めあて これまでの学習をもとに、自分たちの言葉で学級目標を考える。学級目標づくりのために選んだ「子どもの権利」 条約」の条文をふりかえり、条文の内容に沿っているかを考えていくことも大切。

いよいよ学級目標づくりです。これまでの子どもの権利についての学びや話し合いの内容をふりかえりな がら、選んだ「子どもの権利条約」の条文に沿って、目指すクラス像を学級目標としてまとめていきます。 子どもたちも先生も一緒に、学級目標に入れる言葉を紡いでいきます。

4年生

4年生のクラスは、これまでの話し合いをもとに、グループごとにどんなクラスにしたいか、選んだ条文とその理由を発 表していきました。画用紙には、子どもたちの「こんなクラスにしたい」という願いがたくさんの言葉で書かれています。



少し緊張しながらも、一生懸命、 自分たちの思いを発表していき ます。



子どもたちの発表を聞いて、先生 からも「いいものがたくさん出ま したね。みんながクラスをよくし ようと思うのがすごいと思いまし た」と称賛の言葉がありました。 そして、先生がみんなの思いを拾 い上げ、学級目標の言葉にまとめ ていきます。

子どもたちからの発表の数々

「いつでもみんなが自由に意見を言えるクラス。理由はだれかひ とりの意見でクラスがまわっちゃうといやだから」12・13条 「けんかをしていたらまわりの人が注意をするクラス。理由は近くの人は 見ているだけではいけないし、手を出した人にも伝わるから」19条 「みんなで楽しく遊ぶクラス。遊べないとやる気が出なくて勉強もいやに なっちゃう」31条

「いじめや差別のないクラス。差別された方もいやだし、得意・不得意に 関係なく、みんなが楽しいクラスがいいから」2条



これまでの学習のふりかえりのあと、5年生もグループ発表を中心に授業が進みました。条文ごとにどんな課題がある か、よいクラスにするためにはみんながどう行動すればよいか、模造紙いっぱいに広がったそれぞれの思いを発表して いきます。発表を聞きながら、子どもたちから出たいろいろなキーワードを、先生が黒板に書き出していきます。



あたまかわるかたり るか、たりする人を **外見で男が女かきめ** いまなど たり、コロナ差別をしたり、相手がいやな気持ちに させたりしてしまう差別を

先生からは「いいアイデアがたくさん出たので、 大きな学級目標をひとつ、その下に行動目標を いくつかつくるのはどう?」との提案が。子ど もたちも賛成です。





たくさんの気づきが模造紙いっぱいに広がって います。



前回までの授業で、守られている権利、 守られていない権利について話し合いま したね。今日は、みなさんが守られてい ないと考えた権利から学級目標をつくり たいと思います。

「守られていないことは○○だと思いま した。そのために△△が大切だと考えま した」という形で発表してくださいね。



住型できべっけい 見相で あったかい言葉をつかう 相手の意見を受け入れる

ちゃう意見を専事する. 相談されたら話を聞く 友だちにかくにんしてから行動

ききなこと、おうシムする気持ち。 11

子どもたちの願いがクラスの目標としてまとまっていきます。

子どもたちの発表から

「守られていないのは 2・16・19 条です。守るためには体形で差別しないこと、あっ たかい言葉を使うこと、相手がいやがることをしないこと、ちゃんとした名前で呼 ぶこと、全員の仲を深めることが大切です」

「守られていないのは、2・12・16・19条です。見た目で決めないこと、何かいやなことがあった ら口で言ったりだれかに相談すること、自分の意見も大切にしながら、ほかの人の意見も聞くよ うにすることが大切です」

6年生



6年生は小学校最高学年らしく、代表委員を中 心に子どもたちが主体となって話し合いを進め ました。昨年度に続き、ゴロ合わせで学級目標 をつくることになりました。

グループで話し合ったり、クラス全員でアイデア を出し合ったり。これまでの学びをもとに、時 には先生が助け舟を出しながら、みんなで知恵 を絞って学級目標の言葉を紡いでいきます。

めあて

前回の発表をもとに、みんなの 思いや願いをこめた学級のゴー ル(卒業までにこんなクラスに なれたらいいな)を決めよう!!





クラスからは闊達にたくさんの意 見が出ます。司会の2人も、初 めての取り組みに試行錯誤しなが らも真剣にみんなの意見をまとめ ていきます。



先生は時に助け舟も出しなが



すけ合い参え

のいてまじまだ事け

ノートパソコンも駆使しながら考えます。 ら、子どもたちを見守ります。 手元には「子どもの権利条約」カードブックも。

子どもたちから出たアイデアの数々

「たすけ合い、かく学習の本質に目を向け、マイナス の言葉をプラスにして、さいこうのクラスにしよう。」 「ほがらかな笑顔で、うかぶ言葉は全部プラス、や さしくみんなで助け合う。

「**た**がいの意見を尊重し、**か**げ口を言わない。**ま**い 日楽しく学習する。さきのことを考えて行動でき る。」

ようになりました。

いよいよ、各クラスの学級目標ができあがりました!これからの一年間、この学級目標をふりか えりながら、みんなの権利が大切にされる学級を目指して努力を重ねていきます。

*先生方の担当学年および役職は令和4年度のものです。

学級目標に「子どもの権利条約」というしっかりした根拠ができただ

けでなく、学級目標づくりの視点が広がったと感じます。たとえば、「教

育を受ける権利」や「教育の目的」は、これまでの子どもたちの話

子どもたちの中に「自分の力を最大限に伸ばす」という意識が生ま

れたことは大きな意義のひとつです。「自分の力を最大限に伸ばす

ためにがんばる」という言葉が、子どもたちから自然に出てくるよう

4年生担任 濱 先生

し合いや学級目標づくりには出てきたことのない視点でした。

になりましたし、子どもたちの学びに対する意欲の

向上につながっていると感じます。

一人一人的性意对允许的中心。

4年生は、5つの学級目標を考え、大きな樹で表現しました。 みんなで選んだ9つの条文のカードも添えられています。

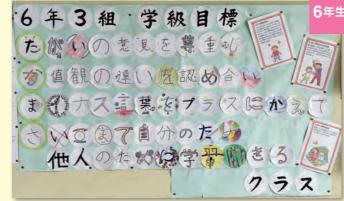
「子どもの権利条約」についての学びを通して、子どもたちは条文の 文面を理解するだけでなく、日々の生活の中でもさまざまな気づきが 大きく広がっていると感じます。また、今までよりも自信をもって発 言し行動できることが増えてきました。

子どもたちからも「自分だけでなく、友達のもっている権利を大切に することを意識しながら生活できるようになった」という声などが聞 こえてきます。また、「権利を知ったから道徳の授業でもより深く考え られるようになった」など、ほかの教科とつなげたり、 子どもたちがより広い視点で社会を見ることができる

5年生担任 高橋 先生



5年生は、大きな目標の下にいくつかの行動目標をつくりました。 中心の大きな風船には5つの条文が書かれています。



6年生は、先生の名前の4文字を使った学級目標をつくりました。 みんなで知恵を絞って考えた4つの目標ができました。

自分自身も子どもたちと一緒に「子どもの権利条約」について学べ たことに、とても大きな意義があったと感じます。また、子どもたち にとっても、自分たちにも権利があることを知る中で、たくさんの 気づきがありました。今まで漠然としたイメージで作られていた学 級目標に、世界的にも守られるべき「子どもの権利条約」という基 盤ができたことにより、説得力が増し、目標を達成する意義もはっき りしました。

子どもたちのいつも以上に主体的に活発にがんばる姿が見られました し、「子どもの権利条約」の学びは、今後の自分自身 の教育活動の軸となっていくと思います。

6年生担任 板木 先生



校長先生からのコメント

校長 野崎 信行 先生

これまでの学級目標は、子どもたちの経験則から考えられたものでしたが、今回の取り組みでは「子どもの権利条約」を拠り所 として、自分の経験と関係づけながら学級目標を考えられたことが、とても意義深いと感じます。学級目標が「子どもの権利条約」 に裏付けされた、しっかりしたものになりました。

この取り組みは、子どもたちが自らの権利について考えたという意義も大きいと感じます。「子どもの権利条約」について学ぶ 機会を通して、自分が権利で守られているということ、そして周りの子も同じ権利をもっていることなどを知ることは、問題解決力・人間関係形 成力・実践力の向上につながります。児童の成長を考える上でも大切な視点だと感じます。

第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとしすべての子どもは、みんな平等にこの条



第2条 【差別の禁止】

ゃく 約にある権利をもっています。子どもは、 国のちがいや、性のちがい、どのような ことばを使うか、どんな宗教を信じてい るか、どんな意見をもっているか、心やか らだに障がいがあるかないか、お金持ち であるかないか、親がど გ 🍐 ういう人であるか、などに ^{**} よって差別されません。

第3条【字どもにもっとも よいことを】

これがいます。 行われるときには、子どもにもっと

もよいことは何 かを第一に考え なければなりま せん。



第4条 【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守 るために、必要な法律を作ったり政策 を実行したりしなければなりません。



第21条【養子緣組】

こ ようし ばあい アンドカを養子にする場合には、その 子どもにとって、もっともよいことを 者) のことなどをしっかり調べたうえ で、国や公の機関だけが養子縁組を 認めることができます。



第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からのはく害をのが れ、難民となった子どもは、のがれ た先の国で守られ、援助を受けるこ とができます。



第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、 ₹ムばん まも じりつ しゃかい さんか いりょう ほけん う げんり 尊厳が守られ、自立し、社会に参加 : 医療や保健サービスを受ける権利を せいかつ きょういく くん しながら生活できるよう、教育や訓 練、保健サービスなどを受ける権利 をもっています。



第24条【健康・医療への権利】

こ。 子どもは、健康でいられ、必要な もっています。



第5条 【親の指導を尊重】

親(保護者)は、子どもの発達に応 じて、適切な指導をします。国は、親 の指導を尊重します。



第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・音 つ権利をもっています。



第7条【名前・国籍をもつ権利】

えどもは、全まれたらすぐに登録 (出生届など) されなければなりま せん。子どもは、名前や国籍をもち、 できるかぎり親を知り、親に育てて もらう権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が 守られる権利】

るに こ なまれ こくせき かぞく 国は、子どもが、名前や国籍、家族 の関係など、自分が自分であること を示すものをむやみにうばわれるこ とのないように 守らなくてはな



第25条【施設に入っている 子ども】

施設に入っている子どもは、その扱 いがその子どもにとってよいもので ていまでき しら あるかどうかを定期的に調べてもら う権利をもって



第26条 【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶ んなお金がないときには、国からお います。

第27条【生活水準の確保】

え 子どもは、心やからだがすこやかに 成長できるような生活を送る権利を もっています。親(保護者)はそのた めの第一の責任者ですが、必要なと

きは、食べるも のや着るもの、 住むところなど について、国が 手助けします。



第28条【教育を受ける権利】

こ きょういく う けんり 子どもは教育を受ける権利をもってい ます。国は、すべての子どもが小学 校に行けるようにしなければなりませ ん。さらに上の学校に進みたいときに は、みんなにそのチャンスが与えられ なければなりません。 学校のきまりは、 子どもの尊厳が守られるという 考え方からはずれるもの であってはなりません。

第9条【親と引き離されない 権利】

子どもには、親と引き離されない権・国は、別々の国にいる親と子どもが 利があります。子どもにもっともよい 🥫 🖧ったり、一緒にくらしたりするため という理由から、引き離されることもに、国を出入りできるよう配慮します。 認められますが、その場合は、親とおれているに き 会ったり連絡

したりするこ とができます。



第10条【別々の国にいる親と 会える権利】

¹ 住んでいても、 子どもは親と強 絡をとることが できます。



第11条 【よその国に 連れさられない権利】

くに さいくに そと っ 国は、子どもが国の外へ連れさられ たり、自分の国にもどれなくなったり しないようにします。



第12条 (意見を表す権利)

りません。

ことでもは、自分に関係のあることに ついて自由に自分の意見を表す権利 をもっています。その意見は、子ど もの発達に応じて、じゅうぶん考慮さ れなければなりません。



第29条【教育の目的】

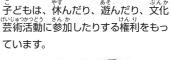
**ラハイ 教育は、子どもが自分のもっている 環境を守ることなどを学ぶためのも のです。



第30条【少数民族・先往民の うども】

しょうすうみんぞく こ 少数民族の子どもや、もとからその 土地に住んでいる人びとの子どもは、 その民族の文化や 宗教、ことばをも

つ権利をもってい ます。



第31 案 【休み、遊ぶ権利】

第32条【経済的搾取・ 有害な労働からの保護】

こ 子どもは、むりやり働かされたり、そ のために教育を受けられなくなった り、心やからだによくない仕事をさせ られたりしないように 守られる権利をもって

います。

りません。

第13条 (表現の首曲)

こともは、自由な方法でいろいろな じょうほう かんが つった けんり し けんり こ しそうりょうしん しゅうきょう じゅう 情報や考えを伝える権利、知る権利 子どもは、思想・良心・宗教の自由 をもっています。



第14条【思想・食心・宗教の 曲曲】

についての権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

ころだもは、ほかの人びとと一緒に団 体をつくったり、集会を行ったりする 権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の 保護】

こともは、自分や家族、住んでいる ところ、電話やメールなどのプライバ シーが守られます。

また、他人から 誇りを傷つけら れない権利を もっています。





第37条 【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人

間的でないなどの扱いをしてはなり

ません。また、子どもを死刑にしたり、

死ぬまで刑務所に入れたりすること

第33条【麻薬・覚せい剤など

からの保護】

第34条【性的搾取からの保護】

くに こ じどう じどうかい ロは、子どもが児童ポルノや児童 買 くに こ まゃく かく ざい 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを すよう 春などに利用されたり、性的な虐待 売ったり買ったり、使ったりすること を受けたりすることのないように等ら にまきこまれないように^{まき} なければなりません。



第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買 いされたりすることのないように守ら なければなりません。



第36条【あらゆる搾取からの 保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの 幸せをうばって利益を得るようなこ とから子どもを 守らなければな



第17条【適切な情報の入手】

ころともは、自分の成長に役立つ多く の情報を手に入れる権利をもってい ます。国は、本、新聞、テレビ、イン ターネットなどで、子どものためにな でようほう まお ていきょう る情報が多く提供されるようにすす



第18条【子どもの養育は まず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両 親(保護者)にあります。国はその手 助けをします。



第19条【あらゆる暴力からの 保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力 をふるわれたり、不当な扱いなどを 受けたりすることがないように、国は 子どもをやらなければなりません。

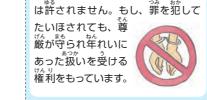


第20条【家庭をうばわれた 子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家 庭 環 境にとどまることが子どもに とってよくないと判断され、家庭にい

子どもは、かわりの保護 しゃ かてい ようい 者や家庭を用意しても らうなど、国から守って もらうことができます。

ることができなくなった





第38条【戦争からの保護】

るに 国は、15歳にならない子どもを軍隊 に参加させないようにします。また、 戦争にまきこまれた子どもを守るた めに、できること

はすべてしなけれ ばなりません。



第39条【被害にあった子どもの 回復と社会復帰】

ぎゃくたい にんげんてき あつか せんそう 虐待、人間的でない扱い、戦争など の被害にあった子どもは、心やから だの傷をなおし、社会にもどれるよ うに支援を受ける ことができます。



第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほか の人の人権の大切さを学び、社会に もどったとき自分自身の役割をしっ かり果たせるようになることを考え て、扱われる権利をもっています。



ユニセフの「子どもの権利」関連資料およびウェブサイトをご活用ください



子どもの権利条約 カードブック (B5冊子/30ページ)



学習資料 子どもの権利条約 (第1~40条抄訳一覧付き) (A3/1枚/両面)



CRE 先生のための実践ガイド (A4巻き折り/6ページ)



先生方向け ユニセフCRE ハンドブック (A4冊子/14ページ)



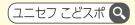
先生方・指導者向け 子どもの権利と スポーツの原則 (A4冊子/30ページ)



子どもの権利とスポーツの原則 「ユニセフ こどスポ」 ウェブサイト



https://childinsport.jp/kodomo/







CRE ウェブサイト 子どもの権利が守られた学校・園づくり https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/

ユニセフ CRE 🝳

● 資料をご希望の方は FAX またはメールにてお申し込みください。

冊子名	値段	希望冊数
子どもの権利条約カードブック	1冊目無料/2冊目から60円	
学習資料 子どもの権利条約	無料	
CRE 先生のための実践ガイド	無料	
ユニセフ CRE ハンドブック	無料	
子どもの権利とスポーツの原則	1冊目無料/2冊目から170円	

学校・園名	
ご担当者名 (職)	
ご住所	₸
電話	
Eメール	@

※学校・園からご注文いただく際には送料はかかりません。

実費ご負担分については、資料送付時に同封する振込用紙にて後日送金をお願いいたします。



FAX: 03-5789-2034 Eメール: se-jcu@unicef.or.jp

公益財団法人 日本ユニセフ協会 〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス

TEL: 03-5789-2014 ホームページ: www.unicef.or.jp



発行:2022年 9月 第2版発行:2023年10月